

久留米市 保育料基準表

保育認定用
【保育標準時間】

令和8年度 保育所・認定こども園(保育所として利用)の保育料表					
令和8年4月					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)		《参考》国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)	
【久留米市】階層区分	市民税の課税状況等	3号認定(3歳未満児)	2号認定(3歳以上児)	国階層区分	徴収金基準額(月額)
		※年度途中で3歳になる子どもを含む	※年度途中で3歳になる子ども以外		3号認定(3歳未満児) ※年度途中で3歳になる子どもを含む
第1階層	生活保護世帯	0		第1階層	0
第2階層	非課税世帯	0		第2階層	0
第2階層1	上記階層の要保護者世帯※	0		第2階層1	0
第3階層	均等割のみ課税世帯	8,000		第3階層	19,500
第3階層1	上記階層の要保護者世帯※	4,000			
第4階層	所得割 48,600円未満	11,000		第3階層1	9,000
第4階層1	上記階層の要保護者世帯※	5,500			
第5階層	所得割 48,600円以上 53,000円未満	14,000		第4階層	30,000
第5階層1	上記階層の要保護者世帯※	7,000			
第6階層	所得割 53,000円以上 70,000円未満	16,000		第4階層1	9,000
第6階層1	上記階層の要保護者世帯※	8,000			
第7階層	所得割 70,000円以上 97,000円未満	18,000		第5階層	44,500
第7階層1	上記階層の要保護者世帯※(77,101円未満)	9,000			
第8階層	所得割 97,000円以上 132,000円未満	27,500		第6階層	61,000
第9階層	所得割 132,000円以上 169,000円未満	35,500		第7階層	80,000
第10階層	所得割 169,000円以上 301,000円未満	45,600		第8階層	104,000
第11階層	所得割 301,000円以上	49,800			

令和元年10月より無償化

久留米市 保育料基準表

保育認定用
【保育短時間】

令和8年度 保育所・認定こども園(保育所として利用)の保育料表					
令和8年4月					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)		《参考》国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)	
【久留米市】階層区分	市民税の課税状況等	3号認定(3歳未満児)	2号認定(3歳以上児)	国階層区分	徴収金基準額(月額)
		※年度途中で3歳になる子どもを含む	※年度途中で3歳になる子ども以外		3号認定(3歳未満児) ※年度途中で3歳になる子どもを含む
第1階層	生活保護世帯	0		第1階層	0
第2階層	非課税世帯	0		第2階層	0
第2階層1	上記階層の要保護者世帯※	0		第2階層1	0
第3階層	均等割のみ課税世帯	8,000		第3階層	19,300
第3階層1	上記階層の要保護者世帯※	4,000			
第4階層	所得割 48,600円未満	10,800		第3階層1	9,000
第4階層1	上記階層の要保護者世帯※	5,400			
第5階層	所得割 48,600円以上 53,000円未満	13,700		第4階層	29,600
第5階層1	上記階層の要保護者世帯※	6,850			
第6階層	所得割 53,000円以上 70,000円未満	15,700		第4階層1	9,000
第6階層1	上記階層の要保護者世帯※	7,850			
第7階層	所得割 70,000円以上 97,000円未満	17,600		第5階層	43,900
第7階層1	上記階層の要保護者世帯※(77,101円未満)	8,800			
第8階層	所得割 97,000円以上 132,000円未満	27,000		第6階層	60,100
第9階層	所得割 132,000円以上 169,000円未満	34,800		第7階層	78,800
第10階層	所得割 169,000円以上 301,000円未満	44,800		第8階層	102,400
第11階層	所得割 301,000円以上	48,900			

令和元年10月より無償化

教育認定

認定こども園(幼稚園として利用)
・認定が必要な幼稚園の保育料は、令和元年10月より無償となりました(1号認定子ども(3歳以上))

※要保護世帯 … 次の①～④に該当する世帯

- ①ひとり親と認定される世帯
- ②世帯員が障害者手帳を所持しており、写しを提出している場合
- ③離婚調停・裁判中で、裁判所等からの書類を提出している場合
- ④DVの事実を証明する書類を提出している場合

○久留米市ホームページ
トップ > 子育て・教育 > 子育て支援 > 保育所・認定こども園 > 保育料について



【お問い合わせ先】
〒830-8520
久留米市城南町15番地3
子ども未来部 子ども保育課
電話番号：0942-30-9025

